

2020年3月4日
プレスリリース

森友学園交渉記録情報公開訴訟で訴えの変更を申立て

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

当法人を原告として、財務省（近畿財務局）と大阪航空局（国土交通省）の行った交渉記録等の不存在決定の取消し等を求めて2017年5月に提訴した情報公開訴訟は、2018年5月に財務省が森友学園等との交渉記録が存在すると明らかにしたことを受け、財務省及び大阪航空局がいずれも当初の不存在決定を取り消し、森友学園への国有地売却の過程に係る行政文書を特定。2019年11月29日付けでようやくすべての行政文書開示決定が終わり、2020年2月28日付けで訴え変更の申し立てを行いました。

本日弁論期日につき、ご案内させていただきます。

訴えを変更した内容は、

(1) 以下の不開示処分を取り消しと開示義務付け請求

- ① 財務省に対して、森友学園への国有地売却に関して近畿財務局と本省理財局の間の協議記録の内容
- ② 財務省に対して、森友学園への国有地売却に関して近畿財務局と大阪航空局の間の協議の内容
- ③ 大阪航空局に対して、森友学園への国有地売却に関して近畿財務局と大阪航空局の間の協議記録の内容
- ④ 大阪航空局に対して、森友学園への国有地売却に関して本省航空局と大阪航空局の間の協議記録の内容

(2) 国賠請求の金額を300万円に拡張

これまで、文書が存在するにもかかわらず不存在としたことに対して25万円と弁護士費用(5万円)の30万円を損賠外相請求

↓

- ① 財務省及び国交省による悪質な隠ぺいに対する損害賠償請求として200万円
- ② 財務省及び国土交通省による情報公開請求後の対象行政文書廃棄に対する損害賠償請求として25万円
- ③ 財務省が処分取消後の開示等決定の際に、不開示部分を黒塗りにした文書を特定し全部開示決定を行った違法行為に対する損害賠償請求として25万円
- ④ 弁護士費用として50万円

1 不存在処分取消により特定された行政文書の類型と訴訟対象文書

(1) 財務省(近畿財務局を含む)

1	森友学園への国有地売却に係る決裁文書、調査報告書、不動産鑑定書、学校法人関係文書	一部を除き公開	係争対象から除外
2	近畿財務局内の法律相談文書【財務省 WEB で公表済み】		
3	近畿財務局と森友学園及びその関係者、地元自治体との交渉記録(応接録)【財務省 WEB で公表済み】		
4	近畿財務局から本省に宛てた経緯説明【財務省 WEB で公表済み】		
5	近畿財務局と本省の間の協議・報告等のメール・応接録及びその添付文書	協議等内容を非公開	係争
6	近畿財務局と大阪航空局の間の協議に関する応接録・メール		

5及び6に含まれている類型

<本省理財局・近畿財務局間>

- ① 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、本省理財局と近畿財務局間での協議・報告・検討等が記載された応接録
- ② 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、本省理財局と近畿財務局間での現状の報告・相談等がなされたメール
- ③ 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、本省理財局と近畿財務局間での具体的な契約の検討内容が記載されたメール
- ④ 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、本省理財局と近畿財務局間での報告・相談等に係る資料が送付されたメール

<近畿財務局・大阪航空局間>

- ⑤ 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、近畿財務局と大阪航空局間での協議・報告・検討等が記載された応接録
- ⑥ 森友学園に対する国有地の貸付け及び売払いに関して、近畿財務局と大阪航空局間での報告・相談等に係る資料が送付されたメール

(2) 大阪航空局

1	森友学園への国有地売却処分依頼関係文書	一部を除き公開	係争対象から除外
2	土壌汚染対策に伴う費用負担の検証・合意書等		
3	不動産鑑定評価		

4	資料【国交省公表済み文書】		
5	大阪航空局と近畿財務局との協議記録	協議等内容を非公開	係争
6	大阪航空局と本省の間の協議に関する協議記録		

5及び6に含まれている類型

<大阪航空局・近畿財務局間>

- ① 森友学園に対する国有地売却に関する大阪航空局と近畿財務局との協議記録
- ② 森友学園に対する国有地売却に関する大阪航空局と近畿財務局との具体的な契約の検討内容が記載されたメール

<国交省本省・大阪航空局間>

- ③ 森友学園に対する国有地売却に関する本省航空局と大阪航空局との現状の報告・相談等がなされたメール
- ④ 森友学園に対する国有地売却に関する本省航空局と大阪航空局との具体的な契約の検討内容が記載されたメール
- ⑤ 森友学園に対する国有地売却に関する本省航空局と大阪航空局との報告・相談等に係る資料が送付されたメール

2 訴え変更申立ての内容

(1) 不存在処分取消請求から不開示決定取消請求に変更

当法人は、2017年2月24日に当時の佐川理財局長が森友学園への国有地売却に係る交渉記録を1年未満で廃棄済みと国会で答弁してすぐの同27日付けで、近畿財務局及び大阪航空局に森友学園との交渉記録だけでなく、省庁間、内部・本省との協議記録を情報公開請求していた。また、同年3月2日付けで財務省本省にも同様の情報公開請求を行っていたところ、いずれも不存在決定となっていた。

2018年1月に近畿財務局内の法律相談文書が存在することが明らかになり、さらに3月の財務省における決裁文書改ざんが発覚、さらに同5月には交渉記録が存在していることが明らかになり、同6月に財務省により取りまとめられた決裁文書改ざん等に関する報告書で、交渉記録が2017年2月24日の佐川答弁以降、いずれかの時点で総菜していたものの廃棄を内部で進めていたことが明らかにされた。また、大阪航空局についても当初はないとしていた交渉記録が存在することを認め、不存在決定が取消された。

交渉記録は、①森友学園や大阪府などと近畿財務局・大阪航空局の間のもの、②近畿財務局内部、③近畿財務局と大阪航空局の間のもの、④近畿財務局と本省理財局、⑤大阪航空局と本省航空局の間のもの、の4類型存在する。このうち、①・②についてはすでにそのほとんどが公表されているが、③・④について協議内容は全部不開示、関係資料のほとんどを不開示としている。この行政機関内部及び行政機関間の協議等は、森友学園問題の核心ともいえる情報であるため、この不開示決定の取消しを求める訴えに変

更し、開示の義務付けも請求した。

不開示理由は、情報公開法 5 条 1 号（個人情報）、2 号（法人情報）、5 号（審議検討情報）、6 号（事務事業情報）が適用されている。すでに、係争対象文書を含む行政文書の不開示決定に対する審査請求に対し、情報公開・個人情報保護審査会が、協議内容の不開示は妥当と判断する答申を出しているため、訴訟で不開示を争うことが開示させるための残された道となっている。

(2) 国賠請求を 30 万円から 300 万円に拡張

情報公開請求に対して当初不存在と決定したことについて、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と又は故意にそれを行ったとして国賠請求を行っていたが、注意義務違反が明確になった。注意義務は著しく損害態度が強度であり、その結果本件訴訟は提訴から 2 年半以上経過しており、この間の損害を加味し、5 件の不存在処分（本件訴訟が 5 件の情報公開請求に対する不存在決定の取消請求として提訴されている）について、1 件 5 万円から 40 万円に請求金額を拡張し、200 万円を請求することとした。

また、財務省は決裁文書改ざん等報告書で交渉記録について、2017 年 2 月の国会での総理大臣および佐川理財局長（当時）の答弁以降に、内部で適切な文書管理を指示して廃棄したことを認めている。当法人の情報公開請求は国会での答弁の直後に行われており、情報公開請求を受付後に廃棄を行ったことになる。公文書管理法は、情報公開請求後の行政文書の廃棄を保存期間が適法に満了していたとしても禁止しており、違法行為を行った。また、財務省の決裁文書改ざん等の調査報告書によると、当法人による本件訴訟の提訴と合わせて行った証拠保全申立てを受けて以降の廃棄を行っていないとしており、換言すればそれまで廃棄が行われていたことになる。この情報公開請求から証拠保全申立てまでの間に行った違法廃棄に関連した損害賠償請求を 25 万円とした。

さらに、交渉記録の存在を認め不存在処分を取り消して一部開示決定を財務省が行う過程で、本省理財局が保有する森友学園等との交渉記録が一部黒塗り状態であったとして、不開示部分なしで決定を行った。しかし、財務省本省としては黒塗りのない交渉記録を保有しており、本来は不開示部分を特定して一部開示決定を行わなければならないところ、それを怠って全部開示決定を行ったことは違法である。当法人の指摘を受けて処分をやり直しが行われ、さらに訴訟が長期化しており、この違法な開示決定に対して 25 万円の損害賠償請求を行った。

3 本件の概要・これまでの経過

(1) 概要

- 訴訟の対象：①近畿財務局と財務省の行った森友学園への国有地売却に関する交渉・協議等に関する内容を記録したもの（4 件）
②大阪航空局の行った森友学園への国有地売却に関連して財務省近畿財務局と行った協議・打ち合わせの内容のわかるものと資料、本省との

協議、打ち合わせ、照会の内容のわかるものと資料 (3件)

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
 理事長 三木由希子 (法人としての提訴)

被告：国 (処分庁 財務省、近畿財務局、大阪航空局)

提訴日：2017年5月19日

代理人：喜田村洋一、大島義則、出口かおり、藤原大輔

(2)経過

2017/2/27	近畿財務局、大阪航空局に情報公開請求
2017/3/2	財務省本省に情報公開請求
2017/3/30	大阪航空局不存在決定
2017/3/31	近畿財務局不存在決定
2017/4/5	財務省本省不存在決定
2017/5/19	東京地裁に不存在決定取消請求、国家賠償請求で提訴。並行して証拠保全を申立て
2017/5/31	東京地裁証拠保全申立て却下
2017/7/20	東京高裁証拠保全申立ての抗告棄却
2017/9/14	最高裁証拠保全申立て特別抗告・抗告棄却
2018/6/4	財務省「決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」を発表
2018/12/11	財務省・近畿財務局が不存在決定を取消し、協議等文書を一部開示決定通知 (なお、対象文書のうち財務省本省と近畿財務局間、近畿財務局と大阪航空局間の協議等記録は全部不開示)
2019/3/11	大阪航空局が不存在決定を取り消し、協議等文書を一部開示決定
2019/9/30	一部黒塗り文書を全部開示と決定した2018年12月11日付け処について、一部黒塗り文書に関する決定をやり直した一部開示決定通知
2019/11/29	財務省が2018年12月11日付け処分の一部を取消し開示範囲拡大した一部開示処分を行う通知
2019/12/9	大阪航空局が2017年2月27日付け処分の一部を取消し開示範囲拡大した一部開示処分を行う通知

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス (担当 三木)
 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403
 TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944 携帯 090-1708-8095
 E-Mail icj@clearing-house.org